

第49回 赤松小三郎研究会のご報告

日時： 2025年2月8日(土) 14:00～16:50

場所： 文京シビックセンター 4B会議室

出席者：11名

【配布資料】

資料-1 第11回赤松小三郎講演会のご報告～HP掲載(荻原作成)

資料-2 「蘭学及び蘭学者の鷹見泉石について」のレジメ～沓掛忠様

資料-3 「赤松小三郎と明治の議会制度(序)」のレジメ～滝澤進様

資料-4 赤松小三郎に関する新出史料紹介～岩下哲典先生より

【内 容】

1. 第11回赤松小三郎講演会(昨年11/4、田中優子氏講演他)を振り返って

○第11回赤松小三郎講演会のご報告(HP掲載)の説明～荻原貴

(重要と思われる項目を荻原なりにさらにポイントを絞って説明しました。)

1. はじめに(P2)：「特にある種の憲法に近いアイデアが・・・」とは、例えば赤松小三郎が建白書などで唱えた普通選挙による議会政治・議会制民主主義などを指すものと思われる。
2. 赤松小三郎とは(P2)：赤松小三郎が、低い身分であったが「藩士」だったことが重要。(P3 藩校での学び で補足)
3. 江戸時代の学校(P2、3)：藩士たちがどのような教育を受けていたかも重要なポイント。各藩には藩校の他に寺子屋(手習い)や私塾も盛んだった。寺子屋では子どもの年齢が異なるため「基本は個人指導」で教科書も子どもにあったものが使われていた。藩校では、教科書の勉強だけでなく、議論し、考える能力を養った。教科書に記載された内容を超えて物事を考えるようになり、幕末の尊皇攘夷などの混乱の中で、どのように状況を改善すべきかを考えた。それには外国の新しい技術・知識についての学びが重要で、その学び方は「知識欲」が根底にある。(「知識欲」についての補足(P8パネルディスカッションの冒頭)：なぜ江戸時代の藩士たちが私塾や藩校で四書五経を学んだか、それは「まともな人間になるため」。人間はどうあるべきかを求めていた。まともな人間になるため、またはあり続けるために何が足りないかというような発想をし、さらなる知識を求めて行くことになる。)
5. 幕末の動き(1840年以降)(P3、4)、6. 幕末の幕府と藩(P4、5)：赤松小三郎が生まれ育ったところ(=活躍する以前)は、上田藩主松平忠優(→忠固)が二度の老中で積極的な交易論を主張して活躍した時期。また、赤松小三郎が活躍する時期は、忠固死後の上田藩主は幼少の松平忠礼(10歳で藩主に)であったことを再確認。
7. 江戸時代の村の合議と一揆(P5)：村の決定機関は「寄合(合議)」。寄合は合議に至るまで徹底的に話し合う機関、幕末には入札(選挙)が導入された。寄合は各家一人ずつ

世帯主の出席によって開催、重要議案の時には全員集まることもあった。赤松が唱えた普通選挙（国政）の土台が既に地方にあったと言える。

8. 最後に（P5）：江戸時代には一揆に限らず、社会に対して意見を言うことはある意味命がけだった。しかし、幕末の藩士たちはその危険を冒しながら自国の危機を乗り越えるために自分の意見を言った。それには、藩士たちが知識欲に溢れ分野を超えて教わること以外を学び、自分で物事を考える力を養うという学び方が根底にあった。

明治維新を経て、日本は天皇による全国統一がなされる過程の中で諸外国との競争に巻き込まれ、その結果日清戦争以降第二次世界大戦に至るまで戦争の時代に突入した。我々は今、日本はなぜそのような競争の時代に巻き込まれたのか（選択したのか）、別の選択がなかったのかを考えるべきではないか。→田中先生は、幕末の江戸時代を「食べ物も足りていて、モノづくりもできていて、外国に頼らなくても生きて行かれる国であった」とし、「小日本主義」（※）の平和主義的・民主主義的な面と比較するコメントもされていました。

（※）「小日本主義」とは、日露戦争前後から大正前半期にかけて、藩閥官僚政府の軍事的な対外膨張政策に反対して提唱された平和主義的、民主主義的な一連の思潮。特に三浦隼太郎・石橋湛山らの見解が代表的主張。普通選挙を前提とする政党内閣制の実現や領土拡張主義、保護主義に対する商工立国主義、自由貿易主義を主張。貿易や資本輸出を中心とする経済的な対外進出には積極的な態度を表明していた。

○関良基さん（パネリストとしてご参加）の振り返りのコメント

主張したかったことの一つは、江戸時代の村の入札を伴う寄合制度や神田孝平（幕臣）の「江戸市中改革仕方案」などからみられる日本の内なるものと、外からの情報・情勢が結びついて、江戸時代（幕末）は平和裏に民主主義に移行した可能性があったのではないか、という点。

○その他の参加者のコメント（フリートーク）

- ・「明治維新」の正しい評価を出版社などがリードして行くべき時期にある
- ・「明治維新」がなくても、新しい時代へ移行できたのではない
- ・幕末に蘭語から英語へ急展開に切り替わった理由→英国だけでなく米国（民主主義の国）に興味を持ったから

2. 今年6月の研究会で開催予定の幕末特別講演会「蘭学と鷹見泉石^{たかみ せんせき}」（講師：鷹見本雄氏）に向けての事前発表 ～沓掛忠様

○今回は蘭学の基礎知識をいくつか紹介

- ・シーボルトについて

ドイツの医師・博物学者、1823年に来日、1828年に帰国。日本研究を希望してオランダ領東ジャワ経由で長崎のオランダ商館医となった。1824年には長崎に塾（鳴滝塾）を開設し、西洋医学（蘭学）教育を行い、塾生の高野長英などに影響を与えた。来日間もなく日本人（滝）と結婚。

※シーボルト事件：シーボルトが 1828 年に帰国する際、難破した積荷の中から幕府禁制の日本地図があったことから問題になり、地図返却を要請されたがそれを拒否したため、出国停止処分を受けたのち、国外追放となる。

・「^{しょうしかい}尚齒会」について

江戸時代後期に蘭学者、儒学者など幅広い分野の学者・技術者・官僚などが集まって発足した会。シーボルトに学んだ鳴滝塾の卒業生や吉田長淑に学んだ者などが中心となって結成された。

※蛮社の獄：幕府がやる政治やモリソン号事件の対応などに対して蘭学者達が口出ししたこと、幕府内の蘭学を嫌う保守勢力の中心であった鳥居耀蔵らによって高野長英が投獄、渡辺崋山は禁固（蟄居）、小関三英は逮捕をおそれて自殺を。蛮社とは尚齒会の蔑称)

・蘭学が盛んになった理由

幕府のいわゆる鎖国政策で、交易をキリスト教との関わりのない中国とオランダに絞り、交易窓口を長崎の出島に限定したことにより、交易品の一つであるオランダ書物を通じて、蘭学を学んだ。ちなみに赤松小三郎は長崎海軍伝習所滞在中に、約 3 年間で 85 冊の蘭書を読んだと言われている。我が国最初の軍艦もオランダから購入。

参考：『鷹見泉石』（ウィキペディアより一部抜粋）

1785年（天明5）-1858年（安政5）、下総国古河藩の家老、蘭学者。譜代大名の重臣という立場から、早くから海外事情に関心を寄せ、地理、歴史、兵学、天文、暦数などの文物の収集に努めた。また、当時の政治、文化、外交の中核にある人々と広く交流を持ち、洋学界に大きく寄与した。

3. 「赤松小三郎と明治の議会制度（序）」についての発表～滝澤進様

幕末以降、わが国においても、「公議輿論」が大きな流れとなり、赤松小三郎の「建白七策」とその政治活動は、こうした流れを加速し、「薩土盟約」、「大政奉還」へと至る原動力となった。

赤松小三郎が暗殺に倒れてから20年余り、公議輿論は、1890（明治23）年の明治憲法の制定、翌年の帝国議会の開催によって具体化し、わが国は、他のアジア諸国に先駆けて、欧米諸国と肩を並べる近代的な立憲政治への道を歩み始めた。

本稿では、王政復古以降のわが国の立憲政治の成立過程を、赤松小三郎の憲法構想との対比を念頭に置きつつ、概観する。

1 「五か条の誓文」と「政体書」

明治政府の基本方針とその具体化の仕組みは、18688（明治元）年3月14日の「五か条の誓文」と同年閏4月の「政体書」に示された。

(1) **五カ条の誓文**

「五カ条の誓文」では、天皇が天地の神々に誓約するというかたちをとり、新しい政治の基本方針を天下に表明した。

これは、「公議輿論の尊重」・「開国進取」・「旧習の打破」など新しい政治の基本方針を明らかにし、天皇が新しい国の中心であるという政治理念を国内に示したものである。

(2) **政体書**

「政体書」は、誓文に基づき、政府の目的、組織原理、官制などを具体化して定めたもので、七官二局の新政府の組織（新官制）を整えた。

□ **「公議所」(「集議院」)の開設**

「政体書」では、「公議輿論」を具体化するための仕組みとして、下局を置き、1869年4月、これを改組して「公議所」（1869年7月に「集議院」に改称）を設けた。

□ **藩議院**

「藩議院」は、中央の「公議所」（集議院）に対応し、各藩に、「公議輿論」を具体化するための組織として設置を促したもの（明治元年12月行政官布告）で、さらに、明治2年2月、公議所法則案に準拠して藩議院を設立するよう指示した。

（「藩議院」は、廃藩置県まで、設置を認めた。）

藩議院を実際に設置した藩は、26程度にとどまり、維新後日を置かずして、地方レベルで「公議輿論」を制度として実現する仕組みがスタートしたことは注目される。

藩議院のうちには、民意の反映を要望する、極めて進歩的な組織を有したものもあった。

上田藩の例

上田藩の藩議院は、次のような顕著な特徴を有するもので、赤松小三郎の憲法構想との関連においても、注目される。

- ・ 藩議院は、複合制議会（上局・下局）で、下局では、藩士より庶民、僧侶に至るまで、国事を議するに足る者すべて公挙し、その員を定めず、政治の利害得失、法制の可否一切を議す。
- ・ 藩主といえども故無くして議員の正義を認容しない場合は、議員は一藩大会を開催し、その是非を問う権限を有する。
- ・ 一藩大会において決議された事項は、藩主と雖もこれを変更することはできない。

（小早川欣吾「明治法制叢考」pp124～126参照）

2 **版籍奉還と廃藩置県**

(1) **版籍奉還**（1869（明治2）年1月）

1869（明治2）1月、薩摩、長州、土佐、肥前の藩主は、そろって版籍奉還を願い出て、次いで諸藩主もこれにならい、同年6月、政府は、これを認めるとともに、奉還を申し出ている藩主にも奉還を命じた

(2) **廃藩置県**（1871（明治4）年7月）

版籍奉還後、藩相互の対立や新政府への反抗的風潮も次第に現れ、庶民の間にも、新政府への不満の気運が起り、各地で世直しの農民一揆が起こった。

このため、政府は、1871（明治3）年7月、「廃藩置県の詔」を発して、いっきょに藩を廃止し、「県」を設置した。

同時に、府藩県政を府県制に統一し、知藩事を罷免、東京に住ませることとし、新しく政府の官吏を派遣

して府知事・県知事に任命した。

ここに、幕藩体制は全く解体され、全国は政府の直轄のもとに置かれ、中央政府への権力の集中が進むことになった。

□ **官制改革** (1869年～1871年)

「版籍奉還」の直後、中央官制に大きな改革が行われ、神祇・太政の2官を置いて、祭政一致の形式をとるよう改められた。

その後、さらに、廃藩置県後の1871(明治4)年7月、中央集権体制を強めるため、官制の大改革(三院制)が行われた。

このような官制改革の結果、次第にいわゆる「有司専制」の藩閥政府が形成されていった。

□ **身分制度の改革**

版籍奉還によって、藩主と藩士の間の主従関係が解消されたのを機に、封建的身分制度を大幅に改革し、大名・公家を「**華族**」、一般武士を「**士族**」、農工商ら庶民を「**平民**」に改めた。

さらに、四民平等の立場から、**平民に苗字**を付けることを公認し、平民と華士族との結婚、職業の選択、移転・居住の自由も認められた。

3 立憲政治への動き (1872(明治4)年～1888(明治21)年)

□ **明治初めの政府の動き**

明治の初めの頃から、政府関係者の間には、立憲政治が必要だとの認識がかなり広まり、その頃欧米諸国を視察した岩倉使節団の木戸孝允と大久庭利通は、帰国後間もない1873(明治6)年、立憲政体の採用を説く意見書を起草した。

□ **自由民権運動** (1874(明治7)年～)

征韓論に破れて辞職した板垣退助、後藤象二郎、江藤新平らは、1874(明治7)年1月、「民撰議院設立建白書」を左院に提出した。

この意見書への賛否をめぐって国内には活発な論争(「民撰議院論争」)が起こり、**自由民権運動**の口火が切られた。

□ **大阪会議と「立憲政体樹立の詔」**(1875(明治8)年)

政府は、このような動きに対して、1875(明治8)年2月、大久保利通が、大坂で、板垣と木戸孝允(木戸は台湾出兵に反対して下野していた)と協議し、立憲体制への漸次的移行で意見が一致し、木戸・板垣の政権復帰が決まった(「**大阪会議**」)。

□ **讒謗律・新聞紙条例の制定**(1875(明治8)年6月)

他方、政府は、1875(明治8)年6月の讒謗律や新聞紙条例の制定などによって、民権派などの藩政府的言論活動を厳しく取り締まった。

こうした政府の対応や大久保利通の独裁体制への批判から、板垣退助は再び辞職した。

□ **国会期成同盟** (1880(明治13)年)

1880(明治13)年3月、大坂で、「**国会期成同盟**」が結成され、国会開設運動は大きな盛り上がりを見せた。

□ **明治14年の政変と国会開設の詔** (1881(明治14)年)

政府内の意見は、伊東博文を中心に、国会開設の準備のために十分な時間をかけて国会を開会する(漸進的国会開設)が有力であったが、参議大隈重信は、1881(明治14)年3月、2年後には国会開設すべしと

する意見書を上奏して、伊藤博文らとの対立を深めた。

1881（明治14）年夏、「開拓使官有物払下げ事件」が起こり、政府は、同年10月、参議大隈重信を辞職させるとともに、同年10月12日、1890（明治23）年の国会開設を約束する「国会開設の詔」を発した（**明治14年の政変**）。

□ **私擬憲法**（1879（明治12）年～1882（明治15）年）

自由民権派の人々によって、1879（明治12）年～1882（明治15）年の4年間に起草された憲法草案（私擬憲法）は、60以上にのぼった。

（主な私擬憲法）

- ・ 交詢社「私擬憲法案」
1881（明治14）年4月発表（交詢雑誌）
- ・ 千葉卓三郎「日本帝国憲法」（五日市憲法草案）
1881（明治14）年4月～9月頃起草
- ・ 植木枝盛「日本国憲按」
1881（明治14）年8月～9月

□ **近代的な内閣制度の創設**（1885（明治27）年）

政府は、伊藤博文等をヨーロッパに派遣し、伊藤は君権主義の原則に立つプロイセン憲法などヨーロッパの立憲国家における政治・法律諸制度とその運営の実際を学び、1885（明治27）年、近代的な内閣制度を創設した。

4 明治憲法の制定と帝国議会の開設（1889（明治22）年～（1890（明治23）年）

(1) 明治憲法の制定

1889（明治22）2月1日の大日本帝国憲法（明治憲法）の発布と帝国議会の開設（1890（明治23）年11月）によって、国民の国政への参加の道が開かれ、日本は他のアジア諸国に先駆けて、近代的な立憲国家としての第一歩を踏み出した。

□ **政府の憲法起草作業**

伊藤博文は、1886（明治19）年から、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎らとともに、憲法及び付属諸法令の起草に着手した。

憲法草案は、1888（明治21）に新設された枢密院（天皇の諮問機関、国家に功労のあった長老級の政治家を集めて枢密顧問官とした。）において、非公開で審議。

□ **大日本帝国憲法（明治憲法）**

1889（明治22）2月1日、大日本帝国憲法（明治憲法）が、発布された。（**欽定憲法**） 制定・発布の形式において、主権者たる天皇が定めて、これを国民に下し与えたもので、君権主義と立憲主義の理念を融合させた。

内容は、ドイツ諸邦、ベルギー、イギリスなどヨーロッパ諸国に多く学んでいた。（**天皇**）

天皇は、神聖不可侵とされ、国の元首として統治権を総攬するものと定められ、広範な権限を持っていた（陸海軍の統帥、編成、常備兵額の決定、行政各部の官制の制定、官吏の任免、立法、法律の裁可・公布・施行、帝国議会の招集、衆議院の解散、宣戦布告、講和、条約締結、緊急勅令発布権など）。

しかし、これら天皇の統治権は、無制限ではなく、憲法の条文にしたがって行使されなければならないと明記された（第4条）。

(統帥権)

統帥権は、軍隊の作戦用兵の権限を指し、これは天皇の大権として、陸海軍の統帥部（陸軍は参謀本部、海軍は軍令部）の補佐によって発動され、政府や議会がこれに介入することは認められない慣例（「統帥権の独立」）であった。

(皇位の継承)

皇位は、憲法と同時に制定された皇室典範の定めにしたがって、皇統の男系の男子（長子）が皇位を継ぐことが定められ、それまでのように、女性が天皇となることは認められなくなった。 「第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」

(国民)

国民は、「**臣民**」と呼ばれ、兵役、納税の義務を負い、言論、集会、結社、信教、居住、移転などの自由、公務につく権利、請願の権利、所有権、信書の秘密の不可侵、法律によらない逮捕、監禁の禁止などが認められた。ただし、これらの自由、権利には、「法律ノ範囲内ニ於イテ」や「臣民タルノ義務ニ背カザル限りニ於イテ」のような条件がつけられており、国民の基本的な人権の尊重という観念は十分なものとは言えなかった。

(帝国議会)

帝国議会は、貴族院・衆議院の2院からなり、貴族院は皇族、華族、勅任の議員によって、衆議院は公選された議員によって構成するとされた。

帝国議会は、天皇に協賛して立法権を行使し、政府提出の予算案の審議・議決に当たることとされた。

しかし、現在の日本国憲法のもとでの国会と比較すれば、その権限は小さかった。 (**國務大臣**)

「天皇を輔弼シ其ノ責ニ任ス」(第55条)とされ、天皇を補佐する國務大臣の天皇に対する責任は明文化されたが、議院内閣制は採用されず、議会・国民に対する國務大臣の責任は明らかにされていない。

(2) 帝国議会の開設

□ 第1回帝国議会

憲法発布から2年弱後の1890年（明治23）年11月、第1回の帝国議会が開会された。

□ 衆議院選挙法

憲法と同時に公布された衆議院選挙法では、衆議院議員の選挙権者は直接国税（地租、所得税など）15円以上納める満25歳以上の男子（被選挙権は30歳）に限るとする、高度な納税額による制限選挙が採用された。

この結果、1890（明治23）年の第1回総選挙の時の有権者はわずか45万人余りで、全人口4000万人の1.1%に過ぎなかった。

(参考文献)

- ・ 尾佐竹猛「維新前後における立憲思想」（1925年 文化生活研究会）
- ・ 小早川欣吾「明治法制叢考」（1945年 京都印書館）
- ・ 家永三郎ほか「新編 明治前期の憲法構想」（2005年 福村出版）
- ・ 佐藤信ほか「詳説日本史研究 改訂版」（2008年 山川出版）
- ・ 大石学編「幕末維新史年表」（2018年 東京堂出版）
- ・ 杵掛 忠「赤松小三郎以降の政権構想・武蔵五日市の憲法草案について」（2019年2月 「赤松小三郎研究会」）

- ・ 瀧井一博「大久保利通」（2022年 新潮社）
- ・ 関良基「江戸の憲法構想」（2024年 作品社）

4. その他

- ・ 赤松小三郎に関する新出史料紹介

『【新出史料紹介】近代日本の先覚者、上田藩士赤松小三郎に関する新史料―「日々御用向留」から
（一）、（二）、（三）』（歴史研究 第724, 725, 726号より・岩下哲典先生執筆）

○事務局よりお知らせ

- ・ 次回の第50回研究会は、2025年4月12日（土）に開催予定です。
詳細が決まり次第にHP・メール等でご案内します。

（記録：滝澤進・荻原貴）